

清水課長 ただいまより「平成 26 年度第 2 回 市川市環境審議会」を開催させていただきます。なお、本日は 4 名の委員から、欠席のご連絡をいただいております。欠席は、大場諭委員、田中幸太郎委員、石原よしのり委員、大野京子委員でございます。なお、大場委員、田中委員、石原委員につきましては、他の公務と日程が重なりましたことから欠席でございます。

委員総数 17 名のうち半数以上の 13 名のご出席でございますので、市川市環境審議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。本会議の議事進行につきましては、市川市環境審議会条例第 6 条の規程に基づき、会長にお願いするところでございますが、今回、委員の選出により、会長・副会長が不在となっておりますことから、選任する必要がございます。

そこで、次第の 2、会長及び副会長の選任につきまして、お諮りいただきたいと思っております。

つきましては、座長を選出していただき、座長の進行により会長を選出していただきたいと存じます。

座長につきましては、年長の委員でいらっしゃいます、かいつ委員にお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

清水課長 それでは、申し訳ございませんが、かいつ委員には座長席へお座りいただき、議事の進行をお願いいたします。

かいつ座長 ただいま座長に指名されました、かいつでございます。よろしくお願いたします。会長の選出については本審議会条例でどのようになっているのか、事務局からご説明をお願いいたします。

清水課長 事務局でございます。

本審議会は、市川市環境審議会条例第 5 条の規程により、会長及び副会長 1 名を置き、審議会の中から互選することとなっております。

互選の方法につきましては、特段の定めはございませんが、これまでは推薦という形をとらせていただいている場合が多くございます。

以上でございます。

かいづ座長      ありがとうございました。これよりでは、会長の互選を行ないたいと思います。今、説明がありましたように、会長の互選は推薦により行われているということなので、いかがでしょうか。

中島委員      はい。(挙手)

かいづ座長      はい。

中島委員      鮎川委員を会長に推薦いたします。  
鮎川委員は、前期、会長として尽力されました。また、環境省の審議会委員も歴任するなど豊かな知識と経験をお持ちであり、会長に適任だと思います。以上です。

かいづ座長      ありがとうございます。他にございませんか。

越川委員      はい。(挙手)

かいづ座長      はい、越川委員。

越川委員      私も鮎川委員を会長に推薦したいと思います。既にこの地球温暖化対策については鮎川会長のもとで始まっていますので、委員の改選というタイミングはありましたが、引き続き会長職を務めていただく方が全ての審議がつながると思います。以上です。

かいづ座長      今、2名の委員から鮎川委員を会長に推薦ということです。私もお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

かいづ座長      それでは鮎川委員、会長席にお座りいただきたいと思いますので、是非、議事の進行をお願いいたします。

    以上を持ちまして、座長の役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

清水課長      かいづ委員には座長を務めていただきまして、ありがとうございました。それでは、会長になられました鮎川委員から、一言ご挨拶をお願いいたします。

鮎川会長 鮎川です。皆様からご推薦いただきまして本当にありがとうございます。不  
充分だったと思いますが、2年間会長を務めさせていただき、皆様のおかげで  
生物多様性戦略ができました。これからは、私はずっと気候変動対策に携わっ  
てきたことから、その審議ができるということで、やりがいがあると思ってい  
ます。よろしくお願いいたします。

清水課長 会長、ありがとうございました。それでは、会長から副会長の選出をお願い  
いたします。

鮎川会長 それでは、副会長の推薦をお願いいたします。

穴戸委員 はい。前期も務められた福田委員が適任かと思います。

鮎川会長 それでは、副会長につきましては、前期、副会長を務められました福田委員  
にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

鮎川会長 それでは、福田委員、副会長の席にお座りください。  
これからよろしくお願いいたします。  
それでは副会長として、一言ご挨拶をお願いしたいと思います。

福田副会長 はい。副会長に選任されました福田でございます。微力ではございますけれ  
ども、皆様のご指導ご支援を賜りながら、立場をわきまえて努力していきたい  
と思います。どうぞよろしくお願いいたします。

鮎川会長 ありがとうございます。それでは、会議を進めてまいります。  
先程、事務局からの報告にありましたように、本日は、4名の委員が欠席で  
ございます。委員の半数以上の出席がありますので、市川市環境審議会条例第  
6条により本会議は成立しております。  
次に、会議の公開・非公開につきまして、議題ごとに検討いたします。  
まず、次第の3、審議事項「市川市地球温暖化対策地域推進計画の見直し」  
については個人情報等の非公開条件等はございません。公開ということによろ  
しいでしょうか。

(異議なしの声)

鮎川会長            ご了承いただきましたので、審議事項につきましては公開といたします。  
次に、次第の 4、報告事項についてですが、①「市川市環境保全条例施行規則の一部改正について」は、個人情報等の非公開条件等はありませんので、公開ということによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

鮎川会長            報告事項①につきましては、公開ということでご了承いただきました。  
次に、報告事項②「排水基準設定後の経過報告について」は、具体的な法人の事業活動等に関する情報であることから、前回、非公開扱いとした案件です。  
事務局から審議会の公開の条件などについてご説明頂いた後に、審議会として公開・非公開を検討したいと思います。はじめに、事務局からご説明をお願いします。

清水課長            事務局でございます。お手元の資料 5「市川市環境審議会等の会議の公開に関する指針」第 6 条に基づきまして審議会は原則公開でございますが、同条第 2 号に基づき「市川市公文書公開条例」第 8 条に規定する情報、いわゆる非公開情報に該当する事項について審議や意見交換等を行うときは、会議は非公開となります。

今回の報告内容といたしましては、前回に引き続き、法人等の事業活動に関する情報と当該事業場に対する行政の指導経過及び今後の指導方針に関する報告であり、更に事業者の今後の事業計画に関する情報も含まれます。

これらの情報は、資料 6 に公文書公開条例の第 8 条を抜粋しておりますが、公文書公開条例第 8 条第 1 項第 2 号アに規定されました「公開することにより、当該法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報」として、非公開の条件に該当するものと考えております。以上でございます。

鮎川会長            いま、事務局から、審議会は原則公開だが、事業者の事業計画などについては公文書公開条例の非公開情報に該当し、審議会を公開しないという条件に当たるとの説明がありました。この件につきましては、非公開ということはいかがですか？

(意議なしの声)

鮎川会長       では、ご了承頂きましたので、この件につきましては非公開といたします。  
それでは、この件につきましては、傍聴者が退席してから非公開で行ないます。  
      本日の傍聴者ですけれども、何名でしょうか？

清水課長       いらっしゃいません。

鮎川会長       はい、了解しました。では、次第に沿い、本日の議題を進める前に、本日の  
      予定について、事務局から説明をお願いします。

清水課長       事務局でございます。本日は、皆様へお配りしております次第に沿い、進行  
      をお願いするものでございます。なお、次第の 4、報告事項の②排水基準設定  
      後の経過報告については、前回 4 月 22 日の第 1 回環境審議会において、情報公  
      開の取扱いの関係から非公開にて報告させていただきました件のその後につい  
      てのご報告をさせていただくものでございます。

      本日の審議会は終了時間を午前 11 時 40 分頃と予定としております。以上で  
      ございます。

鮎川会長       ありがとうございました。では、議題を進めます。

      次第の 3、審議事項「市川市地球温暖化対策地域推進計画の見直し」につい  
      て事務局からご説明をお願いします。

佐久間副主幹   地球温暖化対策推進プランの担当をしております、環境政策課の佐久間と申  
      します。どうぞよろしくお願いいたします。失礼して、着席にて説明をさせて  
      いただきます。

      私の方からは、お手元に配布いたしました資料 1 に基づいて、その要点を中  
      心にご説明をさせていただきます。なお、皆様に配布しました資料と同じもの  
      は前の画面に表示をしております。

      では、説明の方に入らせていただきます。

      現行の市川市地球温暖化対策推進プランの進捗状況については、今年 4 月の  
      環境審議会においても、概略のご説明をいたしました。本日はもう少し詳し  
      く触れさせていただきます。

      資料の 2 ページ目をご覧ください。ページ番号は資料の右下に記載してござ  
      います。

      計画の目的のところをお願いします。現行の計画は、「地球温暖化対策の推進  
      に関する法律」、いわゆる温対法に基づき、市川市から排出される温室効果ガス  
      の排出抑制に向け、市民、事業者、市等の各主体による総合的かつ計画的な推

進を目的としたものであります。計画期間は、2009年度～2016年度の8年間になっています。また、下の表と円グラフをご覧ください。温対法で定める温室効果ガスの種類のうち、市川市から排出されるものの98.5%を二酸化炭素が占めていることから、当計画では二酸化炭素を削減の対象としております。

次の3ページをご覧ください。3ページで、エネルギー使用量と二酸化炭素の排出量について、その削減目標と計画策定後における削減状況の進捗がわかるように一覧表にしたものでございます。各部門における単位あたりのエネルギー使用量を、計画策定後の2009年度から2012年度までの4カ年の推移で、表中で示しました基準年度比との増減で表したものです。左側に番号が振ってありますが、1番の民生家庭部門から、4番目の廃棄物部門までは、2016年度の削減目標に対する基準年度を2006年度としておりますが、産業部門のみ1990年度を基準年度としております。また、2016年度の削減目標についてですが、民生業務部門は、計画策定時に1990年以降にエネルギー使用量が減少していたことを考慮して、10%ではなく、5%の削減目標といたしました。

エネルギー使用量における目標達成状況を見ますと、民生業務部門、廃棄物部門、産業部門については、4カ年全てで目標を達成しておりますが、民生家庭部門及び運輸部門については、達成した年度はありませんでした。

この一覧表で注意すべき点として、例えば、民生家庭部門では、基準年度比で4カ年連続してエネルギー使用量が減っているにもかかわらず、二酸化炭素の排出量では4カ年とも増加となっております。

なぜ、このような逆転現象が起きるかという理由でございますが、二酸化炭素の排出量は、表の下にございますが、「活動量」×「活動量一単位あたりのエネルギー消費原単位」×「二酸化炭素の排出係数」という式で表すことができます。

一番右にある「二酸化炭素の排出係数」は、電気、都市ガス、灯油、ガソリンなど、エネルギー種別によって数字が異なっておりまして、そのうち、電気については、その電源の構成比などの要因により、年によって排出係数が大きく変動します。

例えば、仮に電気のエネルギー使用量を減らす努力を行っても、この排出係数が大きくなれば、その努力は打ち消されてしまいますし、努力をしなくても排出係数が小さくなれば二酸化炭素の排出量が減ることになります。

民生家庭部門や民生業務部門では、電気、都市ガス、灯油などのエネルギーを使用しておりますが、それによって排出される二酸化炭素のうち、電気の割合がおおよそ6割から7割ほどを占めております。

したがって、民生家庭部門はエネルギー使用量で見ると二酸化炭素排出量で見ると、大きく異なる結果になることがあります。

現行の計画では、そのような点から、二酸化炭素の排出量ではなく、エネル

ギー使用量による削減目標を設定しました。この結果からも、最も取り組む必要性がある部門は、エネルギー使用量の点からも、二酸化炭素排出量の点からも、民生家庭部門であるということがお分かりいただけるかと思えます。

なお、運輸部門については、現行計画では、対象車両を乗用車・軽自動車に限定しておりました。そのため、貨物自動車等が含まれておらず、実態を表す排出量の算定とは言い難い面があります。現在、次期計画の策定に向けてより実態に合った、精度の高い排出量の分析を進めております。

また、民生家庭部門、運輸部門以外で、エネルギー使用量と二酸化炭素の排出量の割合が異なっているものは、活動量の影響等によるものです。

なお、4 ページから 6 ページまでで、部門ごとのエネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の経年変化をグラフ化しておりますが、時間の限りもございまして、説明の方は省略をさせていただきます。

続きまして、7 ページをご覧ください。

現行の計画では、重点施策というものを位置づけておまして、対策を早期に実行できる重要なものを選定するために、民生家庭部門、運輸部門、廃棄物部門の3つの部門から、6つの重点施策を選定しました。

その重点施策の進捗状況の把握については、市民・事業者に対する無作為抽出のアンケート調査などに基づいて行いましたので、次の8ページから触れていきたいと思えます。

まず始めに、民生家庭部門の対策のカテゴリーである重点施策①の指標「エコライフに取り組む世帯数」では目標達成率は67%でしたが、次の指標である「環境講座・イベントの開催数」では、目標達成率 183%と目標を大きく超える結果となりました。

エコライフの取り組みに不可欠である環境配慮意識の醸成につながる環境講座やイベント等は目標以上に実施してきましたが、「エコライフに取り組む世帯数」は未達成であることから、さらにこの事業などを推進していく必要があることがわかります。

次に、運輸部門対策のカテゴリーである重点施策②の指標「地場産物を選んで購入する世帯」については、目標達成率が50%となっております。その理由としては、市民の地場産物への関心が低下したのではなく、近年の安全安心な食べ物への関心がより高まった可能性があることによるものと推測されます。今後は、地場産物と安全安心な食べ物の両面をより結びつけて、市民にわかりやすくPRしていくなどの必要があるかと思われまます。

一方の指標である、「地場産物を選んで購入する事業者」は、167%と目標を超える達成率となっており、地場産物を購入できる環境は推進されつつあるかと思われまます。

続きまして、9 ページをご覧ください。

運輸部門対策の категорияである重点施策③の指標「エコドライブを実践する世帯」は目標達成率 67%、「事業者」については 83%と、市民・事業者の双方で着実な取り組みが普及していることが伺えます。

次の廃棄物部門の対策の categoriaである重点施策④の指標「1 人 1 日当たりのごみの排出量」は、平成 14 年度に市川市で開始しました資源物とごみの 12 分別の実施などを受けて、着実に減少をしております。

なお、この指標については他の項目と違い、減少させていく指標でありますので、目標達成率の計算式が他と異なりますが、154%となっております。

次の 10 ページをご覧ください。

民生家庭部門の categoriaである重点施策⑤の指標「太陽光発電システムの設置数」ですが、目標達成率は 60%ですが、2012 年の再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始以降は設置数が大きく伸びました。

また、「高効率給湯器の設置数」は目標達成率 67%となっており、これは計画策定後に、従来の給湯器に比べてより熱効率が高く省エネ効果の高い、エコジョーズなどの高効率給湯器の普及が進んだことによるものと推測されます。

次に、いずれの部門にも関連する重点施策⑥の指標「地球温暖化に関心のある市民・事業者の割合」についてですが、市民・事業者の双方で目標達成率が下がりました。

この要因としましては、地球温暖化対策そのものへの関心が低下したというよりも、東日本大震災以降、市民・事業者のエネルギー問題への関心が相対的に高まったことが要因と推測されます。

地球温暖化対策は、エネルギー問題とも関連が深いため、今後はエネルギー問題の視点を絡めて、市民・事業者に地球温暖化対策への関心を高めていく必要があるかもしれません。

先ほどのエネルギー使用量及び二酸化炭素の排出量の 4 か年の結果において、民生家庭部門の取り組みの必要性が見えましたが、この重点施策の指標の達成状況からも、民生家庭部門におけるソフト面の対策を中心とした「エコライフに取り組む世帯数を更に増加していくこと」、ハード面から「太陽光発電システム及び高効率給湯器の普及をしていくこと」が、民生家庭部門の削減対策につながるということがわかりました。

次に、次のページをご覧ください。

ここからは次期の計画となる「地球温暖化対策実行計画区域施策編」の方向性をその策定にあたっての考え方に沿って説明をいたします。

12 ページをご覧ください。

地球温暖化の影響については、報道等で大きく取り上げられておりますが、



そのお手元に配布した資料には記載がございませんが、今月、公表されました国連の気候変動政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書統合報告書に基づいて軽く説明をさせていただきたいと思います。将来予測については、21世紀末、つまり2081年から2100年平均には、平均気温で現在、1986年から2005年平均と比較して最大4.8℃、海水面は最大82cm上昇する可能性が高いとしております。また、地域により洪水や早ばつなどの極端な気象が増え、食料や水不足が起き、貧困も拡大し、移住を強いられる人も増え、紛争につながりかねないと警告をしております。

4月の審議会において、当審議会の西岡秀三専門委員に「温暖化への対応：次世代に誇れる市川をつくる」と題した講演をいただきましたので、改めて、その講義内容のうち、地球温暖化対策の目標にかかる部分の要点を振り返らせていただきます。

地球温暖化対策における世界全体の目標としまして、産業革命前から、世界の平均気温を2℃以内に抑えるには、2050年に世界で温室効果ガスを50%削減し、一人あたり、年間の排出量を約2tにすること、さらに、今世紀中には、温室効果ガスの排出量をゼロにすることが求められています。

我が国においては、2050年に温室効果ガスの排出量を約2tにしようとする、温室効果ガスを80%削減しなくてはならないとされています。

次のページに移ります。

日本全体で温室効果ガスを80%削減するために、市町村などの地方公共団体がその役割、責務において、地球温暖化対策を実施して、効果を発揮することが求められています。

特に、東日本大震災以降は、国のエネルギー政策の見直しなどもありまして、地域で取り組むエネルギー問題の面からも、地方公共団体の役割の重要性が増しています。

温対法上では、「地球温暖化対策実行計画」の区域施策編は、区域全体から排出される温室効果ガスを削減するための計画として、位置づけられます。

なお、同じ計画名で、事務事業編という異なるものがございますが、こちらは地方公共団体が事務事業に伴って発生する温室効果ガスを削減するための計画となっており、区域施策編とは異なるものです。

次のページに移ります。

国は、この地球温暖化対策実行計画の区域施策編を策定するための手引きにおいて、温室効果ガスの排出量を短期で2020年、中期で2030年、長期で2050年という計画期間の目標を設定する方法を推奨しております。

区域施策編の策定にあたり、市川市総合計画「I & Iプラン21」にも配慮をする必要がありますが、その目標年度が概ね2025年度としているため、次期計

画の区域施策編の中期目標としては 2030 年ではなく、2025 年として設定する方法が考えられます。

次の 15 ページをご覧ください。その目標設定をグラフ化して表しております。

グラフの一番上に点線のラインがございますが、こちらは現状趨勢の推計ラインを示したものであり、現状趨勢とは、現状の排出量から追加的な削減施策が実施されない場合の排出量のイメージになります。

上から 2 番目の点線のラインですが、こちらはフォアキャスティングというものでして、現状から追加的な施策の効果を積み上げることで、現状趨勢ラインの排出量を減少させるものを示しております。

一番下のラインですが、こちらは 1 番目・2 番目とは反対に 2050 年から現況年に向かって、各年度にどの位の温室効果ガスの排出量になるかをイメージしたものでございます。

なお、長期目標の設定にあたっては、国の手引きに基づいて、政府目標の「2050 年までに 80%削減」、また、本市の地域特性を踏まえて、目指すべき将来像から、戦略的に削減目標を設定することが考えられます。

次のページに移ります。

削減目標を達成していくために施策分野というものがあまして、例えば再生可能エネルギーの利用促進、省エネルギーの促進、次に面的対策とありますが、こちらは公共交通機関の利用の促進や緑地対策といったものになります。

その次に循環型社会の形成など、地球温暖化を緩和するための施策があげられております。

また、既に排出された温室効果ガスによって、地球温暖化の影響が顕在化しているため、その影響に適応していくための適応策というものがああります。

こうした新たな視点も織り込んで地域から地球温暖化対策を推進していくためにも、次期の市川市の地球温暖化対策実行計画の区域施策編を策定していくことは大変、重要であると考えております。

特に、先ほどの現行のプランの進捗状況の中で申し上げましたエネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の結果や重点施策の指標の達成状況から見えてきました民生家庭部門における課題の解決に向けて、再生可能エネルギーや省エネルギー対策に地域ぐるみで取り組んでいくことが、次期計画の重要な方向性の一つになるものと考えております。

それが、ひいては地域のエネルギーセキュリティの向上や住宅の快適性の向上など、魅力あるまちづくりにもつながっていくものと考えております。

なお、最後の 17 ページで、今後のスケジュール案をお示ししておりますように、年度内の審議会への諮問を予定しております。

以上が、現行の進捗状況と計画を取り巻く社会状況などを踏まえた、次期計

画の方向性でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

鮎川会長            ありがとうございます。ただいま、事務局からご説明がありました。  
                          本日は委嘱式の関係などから時間が限られております。本格的な審議は次回以降となりますけれども、事務局からの説明に対して委員の皆さまからのご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

後藤委員            簡単な質問ですが、よろしいですか。  
                          15 ページの図の縦軸は何を示していますか？横軸は年推移ですね。まずはその点について。

鮎川会長            これについて短くお答えお願いできますでしょうか。

水原主幹            事務局の環境政策課の水原と申します。  
                          縦軸は温室効果ガスの排出量となっています。

後藤委員            温室効果ガスというよりもむしろ CO<sub>2</sub> ですか？温室効果ガスではなく CO<sub>2</sub>？

水原主幹            国の場合はこれは二酸化炭素と書いてありますね。CO<sub>2</sub> になりますね。

後藤委員            CO<sub>2</sub> ですね。もう 1 点、7 ページと 10 ページに 3R という文言がありますが、この R は何を示しているのでしょうか。教えて下さい。

水原主幹            いずれも R の頭文字を取ったもので、リデュース、リユース、リサイクルということで、廃棄物の減量と、再使用と、再利用ですね、その 3 つの頭文字を取って、廃棄物の減量と資源化を推進していくということの施策のことを申し上げます。

後藤委員            はい、分かりました。

鮎川会長            越川委員、お願いします。

越川委員            はい。質問は 3 点ですが、そのひとつ、まずは 3 ページです。  
                          目標の取り方を二酸化炭素排出量ではなくエネルギー使用量としているということについては、二酸化炭素の排出量の算出式の中の電力に関する二酸化炭素排出係数が、使用するエネルギーの構成によって変動するためであるという

ことはよく理解できました。その上で質問が3点ですが、まず7ページの5つの部門のうち3つの部門に対して6つの重点政策が決まっているということですが、この6つの重点政策を進めていくと、目標達成に本当につながるのかどうか。例えば、エコライフに取り組む世帯数が16万5000世帯になったり、エコドライブを実践する世帯が15万3000世帯になったりすれば、目標達成につながるのかどうか、その整合性はどこまでとっているのか。この6つの重点施策を推進していくのがエネルギーの消費量の削減のイメージだというのは分かりますが、この6つの重点施策と目標の達成度合いの整合性についてもう少し説明をいただければと思います。

次に10ページの重点施策の5番ですが、新エネルギーの普及促進について、太陽光の買取りの制限などについてどう考えていけばよいのか補足説明をお願いします。

最後に15ページ。今、後藤委員から質問がありましたが、この計画の目標はエネルギー使用量の削減だと定めているわけですから、15ページの図表の縦軸が国との関係もあるかもしれませんが、CO<sub>2</sub>の削減が大事なのか、エネルギー使用量の削減が大事なのか、混乱するのではないかと思ったので、質問します。

水原主幹        それではちょっと順番が逆になってしまいますが、2番目の10ページの太陽光の固定価格買取制度の関係と、今後の進め方、普及の考えですが、固定価格買取制度が見直しされておりまして、確かに今後の普及が危ぶまれる側面があるわけですが、国のエネルギー基本計画でも、ここ3年集中的に再生可能エネルギーの普及を図るとしておりますので、国においても今後、後押しをするような対策は取られると思いますし、市川市におきましても表下段の高効率給湯器につきましては、議員の皆様のご協力もありまして、平成25年10月から住宅用省エネ設備の助成制度を始めまして、それと一緒に普及させていく方向で、今までは太陽光の補助金の制度と住宅用の省エネ設備の助成制度を別々の要綱に基づいて運用しておりましたが、これを一体化して、一緒に設備を普及させていただくような形で進めているところでございます。なお、大手ハウスメーカーでも太陽光電池とエネファームの蓄電池とこれをセットにした商品を購入する事業者が増えておりますので、そういった効果で普及を図っていきたいと考えております。

越川委員        太陽光は国の施策のなかで進められていくということですか。

鮎川会長        補足させていただきますと、今見直されているのは事業者向けの固定価格買取制度で、いずれ家庭も対象になるかもしれないですけども、今のところは

10kW 未満は見直されていないという状況はあります。

佐久間副主幹　それでは越川委員の質問にありました7ページの6つの重点施策の効果のところから説明に入ります。こちらの施策を選定する際に、7ページの上でも書いてありますが、早期に実行できる重要なものを設定しているということで、この当時に作りました背景としまして、計画を作っただけで普及啓発とか、取り組みを実行しやすいものを選んでおりました。したがって、現行の計画で重点施策による効果については、ある程度の積算は見込んでいるのですが、当時の状況としまして、やや積算の精度が、若干甘い点がありまして、ただその時には、削減量というよりも、すぐに市として計画を作っている以上、実行しやすいもの、市民・事業者にすぐに広めていきやすいものという点で選んだ施策でございますので、次期計画では本当にこの施策をやった時に、どれくらいの削減量を見込めるのかというのは大変重要なポイントでございますので、その点をより重視した計画を次期計画では作っていきたいと思っております。

越川委員　15ページの説明をお願いします。

佐久間副主幹　それでは、なぜ二酸化炭素をとるのかというところからご説明をさせていただきたいと思います。現計画ではエネルギー使用量の削減目標を立てているにもかかわらず、次期計画ではこの資料だと、二酸化炭素で設計するような話になっております。なぜ、二酸化炭素にするのかというところを今の段階での話でご説明をさせていただきます。確かに現行の計画で立てたエネルギー使用量で削減目標を立てるとというのは、二酸化炭素の排出係数に影響を受けない目安としては優れた点がございます。ただ、この計画自体は、二酸化炭素を減らすための計画ですので、エネルギー使用量を減らすというのはその二酸化炭素を減らすための手段という側面がありますので、次期計画では実際に二酸化炭素をどれだけ減らすのかということ、そもそも二酸化炭素を減らす計画ですので、そこを中心を作っていきたいと思っております。実際、二酸化炭素の排出量を削減目標に設定すると、そのエネルギーを作るにあたって、例えば、再生可能エネルギーで作ったのか、もしくは火力発電で作ったのか、そういったところも視点として入ってきますので、二酸化炭素の排出量を削減していくためには、再生可能エネルギーの導入というのは必要不可欠となっておりますので、そういった点からも二酸化炭素の排出量で次期計画を作るのが、今のところは妥当なのではないかと考えております。

鮎川会長　よろしいですか？

越川委員        ちょっと分かりにくいですが、エネルギー使用量ではなくて二酸化炭素の削減、排出量そのものを削減するのであれば、この3ページのところは、現計画はこうであるけれども、今後は排出量に置き換えるということですよ。それでは先程褒めたばかりですが、逆にこの排出係数のところは結局は国が算定する理論値で、その理論値というのもどこまで検証できるかどうか分からない。原発を稼動すれば、電気の二酸化炭素排出係数というのはもしかして実態以上に有利な数値が出てきたり、原発を動かさないと高い数値が出てきたりしながら、計画に影響を与えることも懸念されるところです。ですからエネルギー使用量を使うというのが、ある意味で客観性がより保ちやすく公平な指標ではないかと思っていました。しかし、結局こちらを使うのであれば二酸化炭素の排出係数のところなどをしっかりと委員の皆さんに説明しないと、誤解が生じるのではないかという懸念があります。これは指摘なので今後もう一回検討して下さい。その点を指摘だけしたいと思います。

鮎川会長        ありがとうございます。では小倉委員、お願いします。

小倉委員        私は今質問された内容に対して、事務局はもう少し説明が必要だと思います。いくつかの施策について目標と達成率を資料の8、9、10ページに載せてありますが、2008年の時点と比較して2016年のBという目標値はどれくらいの精度をもって推計されたのでしょうか。2016年にこのB値になったら効果があると言われたわけですが、このBという値は例えばエコライフに取り組む世帯数が8万6000世帯から本当に16万5000世帯になればいいのかということですよ。この様な目標設定値はどうやって推算されたのでしょうか。

水原主幹        当時はそういった精度が悪かったわけですが、そういったものが達成されると8万1000トンのCO<sub>2</sub>が削減できるという効果を見込んで設定したものでございます。

小倉委員        そういうことではなくて、それぞれの計算自体が、エコライフにしても、その他のものに対しても、本当にこの数値になれば大丈夫と計算されているのですか。その人数とか使った割合とか色々なものについて。それによってはC/Bの達成率の評価がちょっと薄れてきます。

鮎川会長        本当に目標自体は定量化しにくいものになっています。エコライフにしても地産地消にしてもエコドライブとかも、どうやってエコドライブの確認をするのかよく分からないですね。そういうご説明や、これを継続するのか、新たに

対策を考えるのかといった点を審議会としては知りたいと思います。

福田副会長 先程の越川委員の質問にもありましたけども、エネルギー使用量の削減からCO<sub>2</sub>の削減に切り替えた根拠も含めてもう一度、もう少し次回までに資料を整えて、目標の設定から説明していただきたいと思います。それでよろしいでしょうかね。

鮎川会長 私としてはエネルギー使用量を見ると、確実にやはり2011年以降減っているんですね。皆、節電したり色々しているので。にもかかわらず、CO<sub>2</sub>の排出量が増えているというところに注目しないとだめかなと思いました。ですから、そういう意味では、エネルギー削減を一生懸命やっていることがCO<sub>2</sub>削減につながるような施策をこれから市川市としては作っていく、そういうのが必要じゃないかなと私は思ったので、その辺りをもう一回説明していただかないと、温暖化対策としては効果がないのかなと思います。

清水課長 事務局でございます。本日のご意見を参考に、また次回の審議会までに資料等を作成いたしまして、お示ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

福田副会長 次回は、データが次の諮問の資料につながるものですから、その辺を整理して、諮問に対する目標値なども根拠のあるものにして頂かないと答申できないので、資料やデータをきちっと揃えていただきたいと思います。

中島委員 先程質問されたところと同じようなところがありますけれども、地産地消の推進においても、今言われたように、地産地消というのは市川市であがった農産物、お米とか魚とか水産物、そういうものを目標に入れているということですか。そうすると16万5000世帯が1世帯あたり3人くらい、50万人近くの人がある地産地消のものを食べるということになります。

越川委員 1世帯2人くらいです。

中島委員 そうすると、掛けると30万人くらいの人が、例えば市川産の魚とか、農家の人が作っているお米とか野菜とか、これだけの人が食として、例えば1日、1ヶ月どれくらい食べるとか、そういうものを積算して、2013年になった時は8万3000世帯の人が購入していて、2016年には16万5000世帯の人がそういうことをすれば50%を達成すると。先程言われた何を基準としているのか。自分

が単純に考えると漁業者はさほど多くないし、生産量も多くないし、農家の人も今減少しています。もう少し詳しく説明してもらわないと。

鮎川会長　　そうですね。実際、地産地消をどうやって確かめるのかというところも含めて。

越川委員　　定義も分からない。千葉県産なのかとか。

鮎川会長　　千葉県ならまだ分かりますが、市川市内で地産地消ができるのか、本当にそれはすごく疑問だと思いますし。

中島委員　　もし地産地消をやるなら、漁業関係者の立場としても、それなりに準備した方がいいということであれば、確かに全部は協力はできないけれども、それなりに努力できることもあると思います。

鮎川会長　　地産地消ひとつ取っても、仕組みが必要だと思います。ちゃんと分かるような。エコドライブもそうですし、エコライフも全て定量化できるようなツールみたいな施策を作らないと、定量化できないので、これはすごく漠然とした目標だと思いますので。その辺きちっとご説明していただけるものをお願いします。そうでないと答申できないと、はっきり申し上げたいと思うんですけど。

越川委員　　8ページの地産地消ですが、実際は現状より、AよりCが悪化しています。基準年度よりも現状のほうが悪化しているにも拘わらず、目標達成率が50%と、半分目標達成している様なイメージになってしまうので、このあたりも、8万6000からプラス7万9000にする目標だけど、現状はマイナス3000になっているという見せ方にしないと。

石井部長　　進捗率等はそういう表記もあるかと思いますが。

越川委員　　この点は指摘させてください。

鮎川会長　　他にありますか。

かいづ委員　　13ページ。地方公共団体の役割のところ、今回は新庁舎ができますね。設計ももう決まりましたね。その段階に、この再生可能エネルギーをどうやって設計者と話し合ったのか、やはり市が、行政がこういうものは中心として見本



を示さなければ、市民も事業者も納得いかないと思うのですが、その辺りはどのようにお考えなのか、実施しているのか、ご答弁をお願いします。

鮎川委員           とてもよい質問だと思います。よろしくお願いします。

石橋主幹           失礼します。事務局の環境政策課でございます。

新庁舎の建設にあたりましては、環境にやさしい、環境負荷の少ない建築物を目指すといったことも設計の中のひとつの配慮事項になっております。その中で、第1、第2庁舎ともに太陽光発電を設置するというので、予定されています。その他、設備面で省エネ性能の高い照明や空調機器などについても今後検討していくということで聞いております。補助金も含めて、環境政策課からも情報提供するなど調整しております。以上です。

かいづ委員        ありがとうございました。積極的に行政が見本を示さないと。ですから、市川市役所は、このようにして再生エネルギーを率先して導入しているんですよと事業者にも教えられるように、市民にも素晴らしいなど、これからはこういう時代が来るんだなという様なことが誰が見ても分かるように、市の庁舎建設を進めていただきたいと思います。

鮎川会長           ありがとうございました。色々質問があるかと思いますが、時間があまりないので、次回以降、審議を深めてまいりたいと思います。今日の事務局のご説明に対する質問については、事務局宛に文書で出していただけたらと思います。事務局はその質問内容も踏まえて、次期計画案を検討し、次回の諮問の際には委員の質問に対する回答も含めて、ご説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

鮎川会長           それでは、本日の事務局説明に対して、質問やご意見のある委員は、今日から一月後を目途に、つまり12月11日までに事務局に意見書を出していただきたいと思います。事務局は対応をお願いします。

清水課長           事務局でございます。それでは審議会終了までに質問票の様式を用意させていただきます。FAXやメールなどで事務局まで提出をお願いいたします。十分検討させていただきます。

鮎川会長           ありがとうございます。  
次に、次第の4の「報告事項」について事務局から説明をお願いします。

大山課長           では、報告事項の①市川市環境保全条例施行規則の改正につきまして、お手元の資料2に基づき、説明させていただきます。

改正を予定しておりますのは、1. として、1,1-ジクロロエチレンに係る土壌の基準について、及び2. として、カドミウムに係る排出水の排出基準について、の2点であります。

始めに、1. として、1,1-ジクロロエチレンに係る土壌の基準についてご説明いたします。

改正の内容といたしましては、条例による1,1-ジクロロエチレンに関する土壌の基準のうち、土壌溶出量基準及び地下水基準を検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下であるものを同0.1ミリグラム以下に改正するものです。

汚染の除去等の措置を選択する際に使用する土壌溶出量の程度を示す指標である第二溶出基準を検液1リットルにつき0.2ミリグラム以下であるものを同1ミリグラム以下にするものであります。

改正の理由についてであります。条例における土壌の汚染に係る基準は土壌汚染対策法に定める基準を適用しているところであります。平成26年8月1日、土壌汚染対策法施行規則の一部が改正されました。

法の改正に伴いまして、速やかに条例の規則を改正する必要があると考えております。

なお、法において、いずれの基準も緩和の内容となっておりますが、これはWHO飲料水水質ガイドライン及び水道水水質基準の改正を踏まえ、平成21年11月、水質環境基準及び地下水環境基準が、それまでの0.02mg/l以下から0.1mg/l以下に見直され、これを受け、平成26年3月、土壌の環境基準も検液1リットルにつき0.1mg以下であること、と見直されたことによるものでございます。

次に、2. になりますが、事業場等から排出される排出水のカドミウムの排出基準についてご説明いたします。

改正の内容としましては、条例によるカドミウムに関する排出水の基準について、1リットルにつきカドミウムとして0.1ミリグラムであるものを同0.03ミリグラムとするものであります。

改正の理由についてでございますが、条例における排出水にかかる有害物質の基準は、水質汚濁防止法に定める基準を適用しているところであります。平成26年9月、中央環境審議会より、水質汚濁防止法にもとづく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて、答申が

ございました。この答申に基づき、平成26年11月4日付けで、カドミウムの排出基準が0.1mg/ℓから0.03mg/ℓに改正されております。法の施行に併せまして、速やかに条例の規則を改正する必要があるものと考えてございます。

なお、法においてカドミウムの基準を強化する旨の答申がなされた背景でございますが、カドミウムにつきましては、WHO及び国連食糧農業機関の合同食品規格委員会において、平成18年7月に精米をはじめとする食品群に対する基準が設定されたことによります。これを受け、水質につきましては、平成23年10月27日、水質環境基準がそれまでの0.01mg/ℓから0.003mg/ℓに見直されたことによるものであります。

以上の2点について、環境審議会にご報告するものでございます。報告事項①については以上でございます。

鮎川会長            ありがとうございました。今のご説明に関して、質問やご意見などございませんでしょうか。

後藤委員            これは些細なことだと思うのですが、1.の改正前、改正後、検液1リットルあたりですね。ところが2.では検液という言葉がありませんがどういう定義なんでしょうか。法律のことですがきちんとしておいたほうがいいと思います。

大山課長            カドミウムにつきましては、排水ですので、検液という言葉が入りません。1,1-ジクロロエチレンについては土を使って試験をするので、検液という言葉が入っております。

後藤委員            分かりました。要するに溶出試験をやっているわけですから、土壤に水を加えて溶出して、その溶出したその液を検液として、ということですね。

大山課長            はい。

後藤委員            カドミウムに関しては検液とは言わないんですね。カドミウムは排水をそのままを取り上げるから、と。了解しました。

鮎川会長            ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

無いようでしたら、報告事項の2点目、排水基準設定後の経過につきまして、事務局よりご説明をお願いします。

[以下、非公開となります。]

鮎川会長        それでは、次第の5、その他について事務局からお願いします。

清水課長        事務局でございます。

先程のご意見を頂きました質問票につきまして、これから配布させていただきたいと思っております。ご質問内容をご記入の上、約1ヵ月後の12月の11日頃までにFAX、郵送またはメールにて事務局までお送りいただきますようお願いいたします。

次に次回の環境審議会の開催につきましては、本日もご審議いただきました市川市地球温暖化対策推進計画の見直しについての諮問を平成27年1月以降に予定しております。調整が付き次第、委員の皆様方にはご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

鮎川会長        以上で、本日予定しておりました議題は全て終わりました。委員の方々から会議全体を通して、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

小倉委員        確認ですが、今、質問票が配られました。越川委員と私が質問したことは再度書かなくてもよろしいですね。

清水課長        事務局でございます。先程のご意見に関してはお聞きしましたので、新たなご質問等がございましたら、記入をお願いいたします。

鮎川会長        それでは、本日の「市川市 環境審議会」をこれで閉会させていただきます。ありがとうございました。